

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第九十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第四百四十号）の一部を次の表のように改正し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年八月十九日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後

別表		
	薬剤	番号
1	トラスツズマブ エムタンシン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第52条の規定により医薬品に添付する文書をいう。54及び61を除き、以下同じ。）において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成25年9月20日に、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第14条第1項（旧薬事法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	(略)
(略)		
8	(略)	2549、2550、2562、 <u>2563</u> 及び2575
(略)		
12	(略)	3557、3558及び <u>3560</u> から3563まで
13	<u>ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3175、3176及び3182

改正前

別表		
	薬剤	番号
1	トラスツズマブ エムタンシン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第52条の規定により医薬品に添付する文書をいう。以下同じ。）において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成25年9月20日に、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第14条第1項（旧薬事法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	(略)
(略)		
8	(略)	2549、2550、2562及び2575
(略)		
12	(略)	3557、3558、 <u>3560</u> 、 <u>3562</u> 及び3563
13	<u>ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤（点滴静注用に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3175、3176及び3182
	<u>ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤（皮下注用に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3175及び3176

(略)		
29	(略)	2458から2465まで、 2467、2469から2471ま で、 <u>2473</u> 、2475から 2477まで、2481から 2485まで、3228、 3229、3255から3260ま で、3423から3444ま で、4290及び4291
	(略)	2458から2467まで、 2469から2473まで、 2475から2477まで、 2479、2481から2485ま で、3228、3229、3255 から3260まで、3423か ら3444まで、4290及び 4291
(略)		
46	(略)	1709から1715まで及び <u>1717</u> から1722まで
47	(略)	3458から3465まで及び 3467

(略)		
29	(略)	2458から2465まで、 2467、2469から2471ま で、2475から2477ま で、2481から2485ま で、3228、3229、3255 から3260まで、3423か <u>ら3432</u> まで、 <u>3441</u> から 3444まで、4290及び 4291
	(略)	2458から2465まで、 <u>2467</u> 、2469から2473ま で、2475から2477ま で、2479、2481から 2485まで、3228、 3229、3255から3260ま で、3423から3444ま で、4290及び4291
(略)		
46	(略)	1709から1715まで、 <u>1717</u> 及び <u>1719</u> から1722 まで
47	(略)	3458から <u>3461</u> まで、 <u>3463</u> から3465まで及び 3467

(略)		
49	(略)	1799、1871から1873まで、1879から1883まで、1888、1889、1893、1894、2521から2524まで、2529から2531まで、2536から2539まで、2542、2546から2555まで、2559から2568まで、2571、2574から2576まで、2581、2584、2650から2657まで、2659、2665から2669まで、2673から2681まで、2689、2692、2693、2696、3525、3591、3592、3594、3595、3597、3741、3742及び3746
50	(略)	1799、1871から1873まで、1879から1883まで、1888、1889、1893、1894、2521から2524まで、2529から2531まで、2536から2539まで、2542、2546から2555まで、2559から2568まで、2571、2574から2576まで、2581、2584、2650から2657まで、2659、2665から2669まで、2673から2681まで、2689、2692、2693、2696、3525、3591、3592、3594、3595、3597、3741、3742及び3746

(略)		
49	(略)	1799、1871から1873まで、1879から1883まで、1888、1889、1893、1894、2521から2524まで、2529から2531まで、2536から2539まで、2542、2546から2555まで、2559から2568まで、2571、2574から2576まで、2581、2584、2650から2657まで、2659、2665から2669まで、2673から2681まで、2689、2692、2693、2696、3525、3591、3592、3594、3595、3597、3741、3742、 <u>3746及び3747</u>
50	(略)	1799、1871から1873まで、1879から1883まで、1888、1889、1893、1894、2521から2524まで、2529から2531まで、2536から2539まで、2542、2546から2555まで、2559から2568まで、2571、2574から2576まで、2581、2584、2650から2657まで、2659、2665から2669まで、2673から2681まで、2689、2692、2693、2696、3525、3591、3592、3594、3595、3597、3741、3742、 <u>3746及び3747</u>

(略)		
54	ヒト（自己）骨髄由来間葉系幹細胞（当該薬剤の添付文書（医薬品医療機器等法第65条の3の規定により再生医療等製品に添付する文書をいう。61において同じ。）において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（平成30年12月28日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	(略)
(略)		
57	(略)	3889、3890及び3895
(略)		
62	レンバチニブメシル酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2713
63	ボルテゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3858及び3870
64	pH4処理酸性人免疫グロブリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1735

(略)		
54	ヒト（自己）骨髄由来間葉系幹細胞（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年12月28日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	(略)
(略)		
57	(略)	3890及び3895
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)